

「特定健診」受けられましたか？

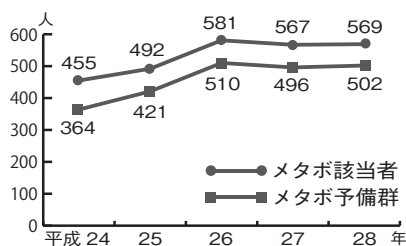


「特定健診」は、メタボリックシンドローム（メタボ）をはじめとした生活習慣病の発症や、重症化予防に特化した健診です。検査項目など詳しくは、「わが家の健康管理」「特定健診のパンフレット」をご覧ください。ご自身は、メタボに当てはまっていますか？
問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)

対象 29年度中に40～74歳(昭和18年4月1日～昭和53年3月31日生まれ)になる、国民健康保険加入者

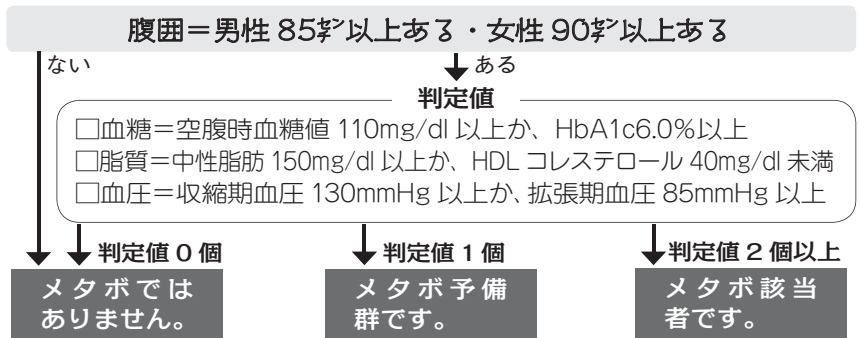
健診(実施場所)	集団健診(ゆうゆうセンター)	個別健診(府内の実施医療機関)
健診日	2月=19日(月)・21日(水)・22日(木) 3月=13日(火)・15日(木)・26日(月)	医療機関に直接、お問い合わせください。 ※3月31日(土)まで受診可能
健診項目	基本項目+追加項目	基本項目のみ
費用	500円	無料
特徴	各種がん検診を同時に受診できる(別途費用が必要)、検査項目が多い、健診日を指定できない	受診者の都合に合わせて日程を決められる、土曜日受診も可能(一部病院)
申込期限	1月11日(木)まで	医療機関に、お問い合わせください。
申し込み	医療保険課(TEL 892・0121)、健康増進課(TEL 893・6405)	直接、実施医療機関

【交野市特定健診の結果】



※特定健診受診者で、メタボ・メタボ予備群の人は年々増加傾向にあります。

【メタボリックシンドローム判定】



Q SNS(メッセージ交換アプリ)に、「必ず利益が出る投資」の案内が、突然入りました。相手に魅力を感じて、昨日喫茶店で会いました。途中で「もっとすごい人」の紹介があり、投資情報DVDの業者が加わりました。結局、DVDを勧められて、50万円で購入しました。キャンセルはできませんか。

A 販売目的を隠して喫茶店に呼び出しているため、クーリング・オフ(無条件解約)ができません。

助言 12月1日から、改正特定商取引法が施行となりました。販売目的を隠して特定の場所に呼び出す手段として、今までの電話・郵便・電子メールなどに、SNSが追加されました。スマートフォン普及に伴って、メッセージ交換アプリをきっかけとするトラブルが増えています。便利なSNSですが、発信者やその内容の信用性には注意が必要です。

クーリング・オフ期間を過ぎても、契約を解消できる場合があります。当センターまでご相談ください。

消費者相談

～SNSの呼び出しで迫られる投資話にご注意ください～

問い合わせ 消費生活センター(ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003)

